

○商工労働部産業立地室産業立地推進課

- 1 監査実施年月日 平成22年6月9日
予備監査 平成22年7月29日
委員監査
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
山梨ビジネスパーク立地促進奨励金返還金
平成21年度分 1件 66,000,000円

指導事項に対して講じた措置

1) 指導を受けた歳入の未収金については、債務者の破産手続き廃止、登記簿の閉鎖により債務者が消滅していることから、平成23年1月14日現在欠損処分の手続きを進めている。

○観光部観光振興課

- 1 監査実施年月日 平成22年6月23日
予備監査 平成22年8月2日
委員監査
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (財産1)

1) 施設用地として貸し付けている財産について、移動報告がされておらず貸付財産台帳が作成されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 平成22年4月1日の貸付契約更新時に移動報告を行い、貸付簿を整備済み。今後は、契約更新時の移動報告を必ず実施するよう徹底する。

○観光部国際交流課 (バスボートセンター)

- 1 監査実施年月日 平成22年6月21日
予備監査 平成22年8月2日
委員監査
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 2件 (支出1、物品1 (重点))

1) 物品購入代金の支払いにおいて、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払いを行っていた。
2) 物品の前年度納入があった。1件

指導事項に対して講じた措置

1) 今後は業者が提出する請求書を受け取る際に財務規則第57条に規定されている必要事項に漏れがないかの確認を徹底する。
2) 年度末・年度始の事務処理について適正執行を徹底する。

○農政部畜産課

- 1 監査実施年月日 平成22年7月30日
予備監査 平成22年8月31日
委員監査
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 1件 (物品1)

1) 生産物である肉用牛について、財務規則第148条に基づく生産物報告調書が作成され

れていなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 改善すべき具体的な事項については改善を図った。今後は、財務に関する事務の適正な執行に努める。

○農政部農業技術課 (担い手対策室)

- 1 監査実施年月日 平成22年7月30日
予備監査 平成22年8月31日
委員監査
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 2件 (収入1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
農業改良資金償還金
過年度分 145,341,701円 平成21年度分 9,679,219円
合計25件 155,020,920円
2) 普通財産(土地)を売却したが、移動報告がされておらず公有財産台帳に記載がされていないなかった。

指導事項に対して講じた措置

1) 収入未済

収入未済の解消対策として、山梨県農業改良資金債権管理要領に基づき、長期延滞債務者の農業改良資金以外の債務の把握や生活状況等の調査をするために電話や訪問面談を実施している。その中で各長期延滞債務者ごとに返済方法や返済時期についての話し合いを行い、早期返済を促すとともに、法的措置も検討していく。
また、新たな長期延滞債務者の発生を防ぐために、新規延滞者や延滞が懸念される借受者に対しては早期の連絡等の対応を行っていく。

平成22年度11月末現在、完済者2名を含む17名から10,165千円を回収した。

2) 公有財産台帳未記載
平成22年8月12日付けで果樹試験場長から公有財産移動報告書を受け、平成22年8月19日付けで農政部長から総務部長あて公有財産移動報告書を提出した。
(農技第1274号)

○農政部耕地課

- 1 監査実施年月日 平成22年8月2~4日
予備監査 平成22年8月31日
委員監査
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 意見 1件 (財産1)

各農務事務所がかかえている取得用地の未登記解消について、抜本的な対策を講じられた。

意見に対して講じた措置

(今後の方針)

土地改良事業実施に伴う取得用地のうち、一部のものが相続関係未済、地図と現況の不一致などを理由として未登記が生じています。未登記の解消に向けては、今まで、未登記台帳の作成、整備を行い状況の正確な把握を行ったうえで登記の促進に努めてきたところですが、今後は、法務局や関係機関等の協力を得る中で、耕地課と各農務事務所が連携して未登記案件の再調査・分類を行い、未登記の解消が比較的容易なものから集中的に処理を進めるなどの新たな取り組みを行い、一層の処理促進を図って参ります。

○農政部中北農務事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年4月26～28日
委員監査 平成22年6月21日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 2件 (収入1、財産1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
工事契約解除に伴う前払金返還利息
平成16年度分 1件 85,429円
- 2) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 258筆 平成21年度分 10筆 合計 268筆

取得用地の未登記の解消について、耕地課と協議のうえ解消に努められたい。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済
債務者の破産手続廃止が決定し、法人登記簿も閉鎖されていることから債権の回収は極めて困難な状況である。
また、私法上の債権であり、時効には援用が必要だが(民法第145条)、会社が破産手続廃止の決定を受け消滅しているため、援用は不可能である。
今後は、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理を行うことが適当であると考え。このため、不納欠損処理に向け関係課と協議を進めていく。

- 2) 未登記 (意見に対して講じた措置を含む)
未登記の主な原因としては、相続困難、地図の要訂正、境界立会確認の不備、抵当権抹消困難、換地処分待ち、年数経過による状況不明(書類の確認不能)が上げられる。
相続、抵当権抹消については、関係者に連絡をとり手続き等をお願いしている。地図の要訂正については、市町村に依頼しているが、隣接者の境界立会確認・同意をとった上で訂正してもらう必要があるが、なかなか進捗していないが、継続して依頼していく。
今後は耕地課とも協議を行い登記事務担当職員の専門知識を十分活かしながら担当全員が連携して未登記の減少に努めていく。
※監査対象期間以降の進捗状況
平成22年度になってから、14件の未登記の処理を行った。処理の内訳は、境界立会確認の不備が3件、その他11件となっている。

○農政部東農務事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月17～18日
委員監査 平成22年6月21日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
 - 指導事項 2件 (収入1、財産1)
 - 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
工事契約の解除に伴う前払金返還利息
平成14年度分 1件 107,258円 平成18年度分 1件 45,867円 合計 2件 153,125円
 - 2) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 252筆 平成21年度分 102筆 合計354筆
- 意見 1件 (財産1)
取得用地の未登記の解消について、耕地課と協議のうえ解消に努められたい。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済
2件とも債権者の倒産により今後の回収が見込めないことから、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理を行う事が適当であると考え。
関係課と不納欠損処理方針の協議を進める。
- 2) 未登記 (354筆) (意見に対して講じた措置を含む)
平成22年11月末現在の未登記数は248筆(うち、過年度 242筆、本年度 6筆)であり、112筆の過年度未登記を解消した。
未登記となつては、相続問題の未解決、抵当権の設定、地図訂正が必要なものなどとなっているが、今後も相続関係人、金融機関、関係する市等への働きかけを行うとともに、耕地課とも協議を行い、未登記案件の解消に向けた取り組みを進めていく。

○農政部東南農務事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月19～21日
委員監査 平成22年6月23日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
- 指導事項 2件 (収入1、財産1)
- 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
工事契約の解除に伴う前払金返還利息
平成13年度分 1件 32,434円 平成18年度分 1件 149,671円 合計 2件 182,105円
- 2) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 139筆 平成21年度分 28筆 合計 167筆

取得用地の未登記の解消について、耕地課と協議のうえ解消に努められたい。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 収入未済
債務者の倒産により今後の回収が見込めないことから、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理を行うことが適当であると考え。このため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。
- 2) 未登記 (意見に対して講じた措置を含む)
土地改良事業財産の譲与先である町と連携しながら未登記案件の解消に取り組んでいる。本年度は22件を解消している。(12月末現在)
今後も関係町と連携を一層密にして、耕地課とも協議を行い、引き続き未登記案件の解消に向けた取り組みを進めていく。

○農政部富士・東部農務事務所

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月24～25日
委員監査 平成22年6月17日
 - 2 監査対象期間 平成21年度
 - 3 監査の結果
 - 指導事項 2件 (財産1、物品1(重点))
 - 1) 取得用地に未登記のものがあった。
過年度分 10筆
 - 2) 物品の翌年度納入があった。(1件)
- 意見 1件 (財産1)
取得用地の未登記の解消について、耕地課と協議のうえ解消に努められたい。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 未登記（意見に対して講じた措置を含む）
未登記のうち7筆が相続未了が原因なので、これまで登記簿調査や市町村を通じて相続の確認及び相続人への相続手続きの依頼を行ったが、現在も相続未了のため未登記の減少に至っていない。
現在未登記の10筆は、いずれも複雑な要素が絡んでおり、解決に向けては慎重に事務を進める必要があるが、今後も市町村と連携するとともに、耕地課とも協議を行い、未登記案件の解消に向けた取り組みを進めていく。
また、今後新たな未登記土地を発生させることのないよう、用地買収に当たっては調査及び地権者との交渉を早期に実施する。
- 2) 物品の翌年度納入
事業の計画的な執行とともに、事業に必要な物品等の計画的で時間に余裕のある発注を行うこと、また、発注から納品確認そして支払いまでの事務処理について進行管理と確認を確実に行うことを徹底する。

○県土整備部県土整備総務課（美しい県土づくり推進室、建設業対策室）

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年6月16～17日、7月28日
委員監査 平成22年8月18日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
指導事項 1件（収入1）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
工事契約に基づく前払い金の返還利息
過年度分 2件 3,001,726円

指導事項に対して講じた措置

- 1) 債務者の倒産により今後の回収が見込めないことから、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理を行うことが適当であると考え、このため、不納欠損処理に向け関係課との協議を進める。

○県土整備部用地課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月23日
委員監査 平成22年8月17日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
意見 1件（財産1）

各建設事務所等がかかえている取得用地の未登記解消について、抜本的な対策を講じられたい。

意見に対して講じた措置

公共工事等に伴う取得用地のうち、一部のが地図と現況の不一致、相続人多数や行方不明などを理由として未登記が生じております。
未登記の解消に向けては、今まで各建設事務所に処理を委任する非常勤嘱託員の配置や、毎年処理目標を設定するなどの取り組みを行ってきたところであり、
今後は、法務局や関係機関の協力を得る中で、用地課と各建設事務所が連携して未登記案件の再調査・分類を行い、処理が比較的容易なものから集中的に処理するなど新たな取り組みを行い、定期的に進行管理するための会議を開催して一層の処理促進を図って参ります。

○県土整備部道路管理課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月23日
委員監査 平成22年8月17日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
指導事項 1件（物品1）
1) 購入した切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手受払簿が整備されていなかった。

指導事項に対して講じた措置

- 1) 別添のとおり平成21年度について、財務規則第243条に規定する郵便切手受払簿を整備いたしました。なお、平成22年度以降も切手の購入があった場合は、切手受払簿の処理を同様にまいります。

○県土整備部治水課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月26日
委員監査 平成22年8月17日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
指導事項 1件（その他1）
1) ISDN回線に係る支出命令書、請求書など支出の証拠書類を亡失した。

指導事項に対して講じた措置

1) 亡失時点で、職員ホルタルにより、庁内各課室に確認依頼を実施した。現在は、審査終了後速やかな書類回収を行うとともに、他部局へ回議を行う際のクリップファイルの差別化など、必要な措置を実施済み。

○県土整備部下水道課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月26日
委員監査 平成22年8月18日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
指導事項 1件（支出1）
1) 公共下水道普及促進費補助金において、当初の交付決定を行わず、変更交付決定を行っていたものがあつた。

指導事項に対して講じた措置

1) これまでチェックシートによるチェックを担当一人で行っていたが、担当リザーを含めた二人で行うこととした。
また、チェックシートについて、変更交付申請があつた場合は、当初交付決定を確認するチェック項目を追加した。

○県土整備部建築住宅課

- 1 監査実施年月日 予備監査 平成22年7月27日
委員監査 平成22年8月18日
- 2 監査対象期間 平成21年度
- 3 監査の結果
指導事項 1件（収入1）
1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

①行政財産使用料（離職者向け県営住宅の貸出に伴うもの）
平成21年度分 3件 142,100円

②県営住宅使用料
 過年度分 12,933件 355,179,822円 平成21年度分 1,688件 42,247,050円
 合計 14,621件 397,426,872円
 ③県営住宅破損賠償金
 過年度分 39件 732,179円
 ④県営住宅明け渡し不履行損害賠償金
 過年度分 11件 3,453,485円

指導事項に対して講じた措置

1)

(県営住宅使用料)

県営住宅使用料の未済については、督促状の送付や年間滞納整理計画に基づく滞納整理ローラー作戦の実施(個別訪問・夜間督促)、滞納者の個別呼び出し、連帯保証人への納入協力依頼、滞納6ヶ月の者に対する契約解除通告等を行い滞納額の解消に努めている。

特に、納入誓約をしながら履行をしない悪質な滞納者については、平成16年12月議会から原則毎議会、「滞納家賃の支払いと県営住宅の明渡しを請求する訴訟」の提起をこのように法的措置を講ずるとともに、裁判において和解し、和解を得ている。

また、滞納が長期化している滞納退去者の債権については、個別に追跡調査を実施し、督促状の送付、電話・個別訪問を行い、必要に応じて分割納入誓約書の提出を求めるなど、適正な債権管理を行うため、平成19年度から再任用職員2名を配置しており、更には、緊急雇用創出事業の活用により、平成21年度に引き続き平成22年度も7名の雇用を行い、滞納者への督促を強化している。

更には、本年度より新たな施策として、滞納退去者のうち、県外移転者や居所不明者等の回収が困難な債権について、民間債権回収会社に回収を委託し、不良債権の回収に努めている。

方針は、連帯保証人への督促の強化や現在庁内で検討されている山梨県滞納債権処理方針に基づく不納欠損処理を視野に入れて、柔軟かつ的確に対応していく。

(行政財産使用料)

行政財産使用料の未済額は、離職者向け県営住宅の貸し出しに伴うものであり、本年度、滞納者に対して粘り強い督促を行った結果、本年度中に完納する見込みである。

(県営住宅破損賠償金、県営住宅明け渡し不履行損害賠償金)

県営住宅破損賠償金については、既に退去後20余年以上経過しており、居所が確認できない者、死亡した者など、適正な債権保全措置を講ずることができない状態となっていることから、連帯保証人への督促の強化や現在庁内で検討されている山梨県滞納債権処理方針に基づく不納欠損処理を視野に入れて、柔軟かつ的確に対応していく。

県営住宅明け渡し不履行損害賠償金については、家賃滞納により住宅明け渡し訴訟等となつた者に係るものである。既に10余年以上経過し、滞納家賃の支払いも、中には居所が確認できない者、死亡した者もいることから、連帯保証人への督促の強化や現在庁内で検討されている山梨県滞納債権処理方針に基づく不納欠損処理を視野に入れて、柔軟かつ的確に対応していく。

○県土整備部営繕課

1 監査実施年月日	予備監査	平成22年7月27日
2 監査対象期間	委員監査	平成22年8月18日
3 監査の結果		
指導事項	1件	(収入1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 工事契約に基づく前払い金の返還利息
 平成18年度分 1件 19,417円

指導事項に対して講じた措置

1) 当該債権については、破産管財人による資産整理が行われていたが、平成20年12月8日に甲府地方裁判所において、破産手続き廃止の決定がされた。
 不納欠損処理については、他部局も含めて一括で処理を行うよう、出納局会計課にて、現在調整中。

○県土整備部中北建設事務所(本所)

1 監査実施年月日	予備監査	平成22年5月11～12日
2 監査対象期間	委員監査	平成22年6月21日
3 監査の結果		
指導事項	2件	(収入1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①道路使用料	過年度分 34件 350,176円	平成21年度分 56件 846,875円	合計 90件 1,197,051円
②河川使用料	過年度分 4件 64,125円	平成21年度分 1件 900円	合計 5件 65,025円
③工事契約解除に伴う前払金返還利息	平成13年度分 2件 71,569円	平成14年度分 2件 124,081円	合計 4件 195,650円
④雑入	平成15年度分 1件 1,339,906円		

2) 取得用地に未登記のものがあった。
 過年度分 237筆 平成21年度分 5筆 合計 242筆
 意見 1件 (財産1)

取得用地の未登記解除について、用地課と協議のうえ解消に努められた。

指導事項に対して講じた措置

1) 歳入のうち道路使用料、河川使用料、雑入に係る収入未済については、昨年度に引き続き文書及び電話での督促を行い、未収金の回収及び債権管理の適正化を図ってきた。今後も未納者に対して文書及び電話での督促、また必要に応じて財産状況の調査や訪問調査等も実施し回収に努めていく。また、工事契約解除に伴う前払金返還利息に係る収入未済の4件については、債権者の御座により今後の回収が見込めなため、権利放棄し議会の承認を経て不納欠損処理することが適当であると考えられるため、関係課と協議を行う。

意見に対して講じた措置(指導事項 2)の措置を含む)

用地の未登記については、昨年度に引き続き、専従の登記嘱託員を配置し、事務処理体制の強化を図るとともに、未登記データの電子化、職員間での共有を行い業務に関連して解決を図っていく。また、未登記地の専門的な調査を公共嘱託登記士地家屋調査士協会へ委託し、登記資料の円滑な整備を進めることにより、登記処理の一層の促進を図っている。なお、今後は本庁用地課とも協議し未登記地の解消に向け更に努力していく。

○県土整備部中北建設事務所(東北支所)

1 監査実施年月日	予備監査	平成22年5月12～14日
2 監査対象期間	委員監査	平成22年6月21日

3 監査の結果

指導事項 3件 (収入1、財産2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①道路使用料

過年度分 15件 424,993円 平成21年度分 2件 49,500円 合計17件 474,493円

②河川使用料

平成21年度分 1件 3,224,340円

③工事契約の解除に伴う違約金及び延滞利息

平成8年度分 2件 1,145,556円 平成20年度分 1件 10,568円 合計 3件 1,156,124円

2) 取得用地に未登記のものがあつた。

過年度分 259筆 平成21年度分 26筆 合計 285筆

3) 施設用地として借受けている財産について、移動報告がされておらず、借受財産台帳が作成されていなかった。

見 1件 (財産1)

取得用地の未登記解除について、用地課と協議のうえ解消に努められたい。

指導事項に対して講じた措置

1) ①電話、郵便、戸別訪問等により継続的に督促を行っている。納付の見込みがない占有者については、どのような対応ができるか本課と協議しながら検討を進めた。

②既に収入済となっており、未済額はない。

③債務者の倒産により今後の回収が見込めないため、権利放棄を行い議会の承認を経ずに不納欠損処理することが適当と思われるため、関係課と協議を進める。

2) 過年度未登記の解消については、未登記処理を専任とする非常勤嘱託を1名配置し、また、専門家への法律相談や地積測量図の作成等について公共嘱託登記協会に委託するなどして計画的に取り組み、確実に縮減を進めており、平成22年12月末の過年度未登記数は、227筆となっている。

3) 既に借受財産台帳を作成し、是正済みである。

意見に対して講じた措置

公共工事等に伴う取得用地のうち、一部のものが地図と現況の不一致、相続人多数や行方不明などを理由として未登記となっている。

未登記の解消に向けては、未登記処理を専任とする非常勤嘱託員を配置し、毎年処理目標を設定するなどの取り組みを行ってきた。今後は、本課と協議しながら法務局や関係機関等の協力を得る中で、未登記案件の再調査・分類を行い、処理が比較的容易なものを集中的に処理するなど新たな取り組みを行っていく。

○県土整備部関東建設事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月10～11日

2 監査対象期間 委員監査 平成22年6月21日

3 監査の結果

指導事項 4件 (物品1、収入1、工事1、財産1)

1) 融雪機の購入において、納入業者から直接融雪機利権配布請負業者に納品されており、職員が実際に立ち会っていないにもかかわらず、納品書に検収がされていたものが認められた。

2) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

①道路使用料 過年度分 4件 47,975円 平成21年度分 2件 5,647円 合計 6件 53,622円

②河川使用料 過年度分 4件 12,890円 平成21年度分 1件 1,350円 合計 5件 14,240円

③工事契約の解除に伴う違約金及び延滞利息

平成14年度分 2件 218,857円 平成19年度分 2件 724,192円 合計 4件 943,049円

3) 道路改良工事において、アスファルト舗装の基層工に積算漏れがあり変更契約で訂正していた。

4) 取得用地に未登記のものがあつた。

過年度分 419筆

見 1件 (財産1)

取得用地の未登記解除について、用地課と協議のうえ解消に努められたい。

指導事項に対して講じた措置

1) 管内融雪機利権配布委託業者への納品に立ち会い、検収を実施することは、回数も多く、管内広範囲にわたり、不定期に納品されることから困難であるため、地方自治法施行令第167条の15第4項(監督又は検査の方法)の規定により、融雪機利権配布業者に検収を委託し、財務規則第122条(検査調書等)に基づき、検収調書を作成させることとする。

なお、作成する検収調書については、納品書、納品時の写真、受け払い簿の写しを添付するものとする。また、受領した検収調書については、契約担当者により、検収の結果を確認するものとする。

※平成22年度については、すでに発注を行い納品が始まっているため、平成23年度から実施する。

2) 収入未済のうち道路使用料 2件 5,647円の納入があり、平成22年12月20日時点の収入未済は、13件 1,005,264円となっている。

収入未済の主たる理由は債務者の倒産によるものであるため、破産の状況を確認し債権の回収に努めていくが、回収が見込めない案件については、不納欠損処理が適当であると考えられるため、今後、本課と協議のうえ対応していく。

また、前記以外の案件については、債権者に催告し早期納入を促している。

3) 今後は、実施設計書作成時における照査の更なる徹底を図っていくこととしたい。

意見に対して講じた措置 (指導事項の 4) の措置を含む)

公共事業による取得用地の一部で地図と現況の不一致、相続人多数や行方不明などの理由による未登記が生じている。

未登記の解消に向けては、専任の非常勤嘱託職員を配置し、毎年度処理目標を設定し処理を行っているところである。

今後は、法務局等関係機関と連携し、未登記案件の再調査・分類を行い、短期的に処理可能なものを抽出するなど新たな取り組みもを行い、また、定期的に進行管理するため用地課主催の会議(全建設事務所対象)で検討するなど一層の処理促進を図る予定である。

○県土整備部関東建設事務所

1 監査実施年月日 予備監査 平成22年5月19～21日

2 監査対象期間 委員監査 平成22年6月23日

3 監査の結果

指導事項 2件 (収入1、財産1)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。

①河川使用料

過年度分 2件 90,100円 平成21年度分 2件 13,121円 合計 4件 103,221円

②工事契約の解除に伴う私益返還利息

平成14年度分 1件 604,523円 平成17年度分 2件 96,133円

平成19年度分 1件 29,342円 合計 4件 729,998円